

## J Aバンクローン債務保証委託約款新旧対照表

下線部が改訂箇所

改正後	改正前
<p>本約款は、令和 2 年 4 月 1 日以降に締結する J Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書による契約及びそれに基づく債務を被担保債務とする抵当権設定契約に適用されます。</p> <p>本約款を契約の内容として上記契約を締結した場合、本約款の個別の条項についても合意したものとみなされます。</p> <p>また、本約款は、民法（明治 29 年法律第 89 号）（以下「民法」という。）第 548 条の 4 の規定により変更することがあります。民法第 548 条の 4 の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を福島県農業信用基金協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載する方法その他の適切な方法により周知することとします。</p> <p>第 1 条 ～ 第 7 条 省 略</p> <p>第 8 条 保証委託者は協会に対し、別表に基づき、保証料の支払方法に応じ計算した保証料を指定された期日に支払います。</p> <p><u>2 住宅ローンにおいては、前項に定める保証料のほか、一律保証料として 30,000 円を保証契約成立時に支払います。</u></p> <p>第 9 条 ～ 第 17 条 省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">（令和 3 年 4 月 1 日現在）</p>	<p>本約款は、令和 2 年 4 月 1 日以降に締結する J Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書による契約及びそれに基づく債務を被担保債務とする抵当権設定契約に適用されます。</p> <p>本約款を契約の内容として上記契約を締結した場合、本約款の個別の条項についても合意したものとみなされます。</p> <p>また、本約款は、民法（明治 29 年法律第 89 号）（以下「民法」という。）第 548 条の 4 の規定により変更することがあります。民法第 548 条の 4 の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を福島県農業信用基金協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載する方法その他の適切な方法により周知することとします。</p> <p>第 1 条 ～ 第 7 条 省 略</p> <p>第 8 条 保証委託者は協会に対し、別表に基づき、保証料の支払方法に応じ計算した保証料を指定された期日に支払います。</p> <p><u>2 新 設</u></p> <p>第 9 条 ～ 第 17 条 省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">（令和 2 年 4 月 1 日現在）</p>